

宮 運 整 第 7 1 6 号
宮 運 輸 第 1 9 2 号
令 和 4 年 1 月 6 日

公益社団法人宮城県トラック協会会長 殿

東北運輸局宮城運輸支局長
(公 印 省 略)

遠隔点呼実施要領について

標記について、令和4年1月5日付け東自旅一第604号、東自旅二第2013号、東自貨第357号、東自監第184号及び東自保第105号により別添のとおり通達がありましたので、了知されるとともに、貴会傘下会員に対し周知願います。